

山 監 査 第 1 7 8 号
令和 2 年（2020 年） 2 月 6 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男

記

- 1 措置の内容
別紙のとおり

令和元年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【企画部】

1 情報管理課

[指摘事項 支出関係について]

(支払事務関係)

請求書を受理した日から起算して 30 日を超えて支払をしている。

遅延防止法では支払いにおける起算日は適法な請求書受領日となり、工事以外は起算日から 30 日を超えた日数に係る利息を支払う義務がある。適切な処理をされたい。ミス防止に向けた課内体制の整備だけでなく、今後の財務会計システムの更新と併せたチェック体制の構築など出納室等とも協議されたい。

[改善措置]

課内の職員に対しては、支払遅延防止法や財務規則等の法令遵守を周知徹底するとともに、点検及び確認等を複数の職員で確認することを徹底するよう周知することで、再発防止へのチェック体制の強化を図った。

また、次期財務会計システムのチェック体制の構築については、標準機能を確認の上、担当課と協議を行う。

当該指摘事項は、請求書記載の発行日と実際の受領日が異なったことが原因である。

今後、同様の事例が発生することのないよう、請求書受領時に受付印を押すことにより誤解を招かないよう対策を講じた。また、支払希望日についても、期限に余裕を持って設定するよう対策を講じた。